

平成 17 年 1 月 26 日
建 設 局

「平成 16 年度公共事業の再評価に関する意見書」の概要について

京都市公共事業再評価委員会は、京都市が実施する公共事業の再評価について、客観性及び透明性を確保するため、第三者としての意見を述べる機関として、平成 10 年 12 月に設置されました。今年度は平成 16 年 12 月 24 日までに、対象となった 10 事業について、4 回の委員会と現地視察を開催し、審議を行ってきました。

平成 17 年 1 月 26 日に、委員会としての意見が「平成 16 年度公共事業の再評価に関する意見書」として提出されましたので、その概要をお知らせします。

平成 16 年度 再評価審議結果

種 別	補単	事 業 名	該当条件	審 議 結 果
道 路 事 業	補	一般国道 477 号 (大布施拡幅)		「事業継続」は妥当である
道 路 事 業	補	宝が池通 (狐坂工区)		「事業継続」は妥当である
街 路 事 業	補	向日町上鳥羽線		「事業継続」は妥当である
街 路 事 業	単	葛野西通		「事業継続」は妥当である
街 路 事 業	単	大原通		「事業継続」は妥当である
街 路 事 業	単	新十条通 (伏見工区)		「事業継続」は妥当である
街 路 事 業	単	新十条通 (山科工区)		「事業継続」は妥当である
河 川 事 業	補	新川		「事業継続」は妥当である
河 川 事 業	補	旧安祥寺川		「事業継続」は妥当である
土地区画整理事業	単	洛北第二地区		「事業継続」は妥当である
合計		10 事業		

* 「補」は国庫補助事業, 「単」は京都市単独事業を示す。

再評価対象事業の該当条件

事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
事業採択後 10 年間を経過した時点で継続中の事業
再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

